

E V用急速充電設備は火災予防条例の規制を受けることがあります。

技 術 委 員 会

電気自動車の充電設備のうち、電気を設備内部の変圧器で変性する全出力20KW以上の電気自動車用急速充電設備（以下、「特定急速充電設備」という）は火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号、以下条例という）第11条の「**変電設備**」に該当するものとして、東京消防庁から当該設備の取扱いに係る基準が示されましたのでお知らせいたします。

当該基準では、特定急速充電設備は条例第11条の規制を受けますが、安全に係る一定の要件を満たした場合は、条例22条の2（基準の特例）適用し、条例11条の規定によらないことができることとされ、基準の特例を適用するためには、所轄の消防署に特例適用申請書を提出することが必要とされております。

なお、本取扱いは、新設はもとより既存の設備についても適用となりますので、既に特定急速充電設備を設置している会員事業者にあつては、所轄の消防署宛ご相談の上、速やかに申請手続きを行ってください。

特例の適用を受けない場合は、以下に記載する条例11条の規定により、特定急速充電設備を屋内駐車場には設置できず、屋外駐車場の場合は建物から規定の隔離距離を確保して設置する必要があり、一般ユーザーの使用も認められません。

○変電設備としての主な規制内容（条例第11条）

（1）屋内に設置する場合

- ・不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、かつ窓及び出入り口に防火戸を設けた室内に設けること。
- ・変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。

（2）屋外に設置する場合

- ・建築物から3m以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、またはおおわれた外壁で開口部のないものに面するときはこの限りでない。

追って、東京消防庁では本取扱いを平成22年6月1日より開始しております。

○特例の取扱いについて

下記①～⑫の**特例要件**を満たしていることを示す書類を添付した特例適用申請書を所轄の消防署に提出し、安全が確認された場合は、条例22条の2（基準の特例）を適用し、条例11条の規定によらないことができます。

なお、③～⑫の設備の機能に係る要件については、事前に適合確認を受けている機種の場合、③～⑫に係る図面等の添付は省略できます。事前確認済みの機種については所轄の消防署でご確認ください。

《特例要件》

- ①電気工事士法第3条で規定する作業は電気工事士が行う。
- ②可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設ける。
- ③充電開始前に自動的に自己診断を行い、異常を検知した場合、作動しない保護機能を有している。
- ④充電コネクタが確実に接続していない状態では、電流が流れない保護機能を有している。
- ⑤充電コネクタに電圧を加えた状態では、コネクタが外れない機能を有している。
- ⑥漏電を検出し、遮断する機能を有している。
- ⑦電圧・電流を監視し、異常時に遮断（停止）する機能を有している。
- ⑧温度異常を検知し、遮断（停止）する機能を有している。
- ⑨地絡を検知した場合、停止する機能を有している。
- ⑩制御異常を検知し、停止する機能を有している。
- ⑪人の操作により充電中の設備を緊急停止する機能を有している。
- ⑫外箱は不燃性材料で造られている。

その他

- ・屋内に設置する場合は消防関係法令により消火器の設置が必要となります。消火器を設置した際には所轄の消防署に「消防用設備等設置届」を提出してください。
- ・特例申請書類等は同庁ホームページにアクセスし、以下の順でクリックしますとダウンロードできます。

東京消防庁ホームページ

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/>

トップページ⇒公表・報告⇒防火管理関連情報⇒お知らせ⇒その他・東京消防庁申請様式等⇒組織別で探す・予防課⇒「基準の特例等適用申請書」（第25号様式）、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（別記様式第1号の2の3）

- ・特定急速充電設備をガソリンスタンド等の危険物取扱施設に設置する場合は本取扱いによらず、危険物関係法令による規制を受けることとなります。
- ・本特例の取扱いは、東京消防庁管内で適用されますので、他の地域で設置する場合は、設置場所を管轄する各消防本部にお問合せ願います。
- ・東京消防庁管内で特定急速充電設備を今後新たに設置する場合または既に設置している場合は、所轄の消防署にご相談ください。

以上